

「北海道函館中部高等学校全日課程の部活動に係る活動方針」

令和7年4月策定

0 活動方針策定の趣旨等

- 本校は学校教育目標等を踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針」に則り「北海道函館中部高等学校全日課程の部活動に係る活動方針」(以下「本方針」という。)を策定する。
- 部活動は教育課程外の活動であるが、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動以外で、多様な人々と触れ合い様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。
- 学校教育の質を高められる環境を構築するため、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう合理的でかつ効率的・効果的に行う。
- 本方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。
- 本方針は、本校における部活動が、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
- 部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、生徒の自主性、自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりしない。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

- 【運動系】硬式野球部、サッカー部、テニス部、陸上競技部、剣道部、バドミントン部、バスケットボール部(男子)、バスケットボール部(女子)、バレーボール部(男子)、バレーボール部(女子)、卓球部、ハンドボール部、弓道部
- 【文化系】音楽部、画会部、写真部、書道部、茶道部、華道部、E S S、囲碁将棋部、LMC、演劇部、学叢部、科学部、放送局、吹奏楽局、図書局

(2) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

- ・校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。相談、要望は、郵便、ファクシミリ又は電子メールのいずれかにより次の連絡先あてに提出することとする。

【連絡先】：〒040-0012 函館市時任11番3号 Fax(0138)52-0305

E-mail:kanchu-z0@hokkaido-c.ed.jp (担当:教頭)

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

- ・年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、持続可能な運営を行う。
- ・計画にある活動の開始及び終了時間を遵守するとともに、部活動に要する経費等に係る資料を配布するなどして、保護者・生徒の理解を得るよう努める。

(4) 指導・運営に係る体制の構築

- ・部員数や教員数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- ・適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう、可能な限り部活動ごとに複数の顧問を配置する。
- ・部活動顧問会議等を定期的に設ける。
- ・部活動指導員の配置を進めるとともに適切な指導を行うよう留意する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度等の環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

なお、活動日において、当該地域・時間帯は、原則として活動に国の熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報）が発表された場合又は活動場所で測定した暑さ指数（WBGT）が31以上の場合は、原則として活動を行わない。

(1) 運動部活動における適切な指導

- ・過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、スポーツ医・科学の見地から、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 文化部活動における適切な指導

- ・過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、技能等の向上や大会、コンクール、コンテスト、発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう以下を基準とする。

(1) 休養日の設定

- ・週当たり2日以上 of 休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は、少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・学校閉庁日は休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とする。
- ・休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

(2) 活動時間の設定

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・大会等の当日において、活動時間が3時間以上になる場合は、十分な休養を取ることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定する。
- ・本校が所在する地域又は活動を行う予定の地域に、気象庁等の熱中症警戒アラートが発せられた時間帯は、原則として活動を行わない。

(3) 高等学校段階における弾力的な休養日等の設定

次の部活動は、下記の休養日及び活動時間の弾力的な設定の範囲内での活動を行うことができるものとする。

【対象となる部局】硬式野球部、サッカー部、テニス部、陸上競技部、剣道部、バドミントン部、バスケットボール部（男子）、バスケットボール部（女子）、バレーボール部（男子）、バレーボール部（女子）、卓球部、ハンドボール部、弓道部、吹奏楽局、放送局

〈休養日の弾力的な設定〉

- ・学期中は平日に週1日以上、週末又は祝日に月1日以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日を休養日とする(週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振替)
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

〈活動時間の弾力的な設定〉

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。

4 部活動の充実に向けて

(1) 環境の整備

- ・保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。
- ・保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。
- ・学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実及び芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進する。
- ・生徒や保護者の理解の下、適正な数の部活動数を考慮した上、長期的な見通しをもって、部活動の統廃合を検討する。

(2) 参加大会等の検討

- ・生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等を検討する。

(3) 信頼関係づくり

- ・指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問等と生徒の両者の信頼関係づくりを行う。
- ・体罰等は絶対許されないという認識を持ち指導を行う。

(4) 集団づくり

- ・生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行う。

(5) その他

- ・部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。
- ・女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題(女性アスリートの三主徴(利用可能エネルギー不足、無月経及び骨粗しょう症)、貧血等)の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

終わりに

本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。